

この講義と各種国家試験等の対策のための勉強との関係について

大学における講義は、本来、法科大学院や公務員試験予備校等における教育とは異なり、大学教育に固有の目的¹を達成するために行われるものであり、もっぱら各種の国家試験等の受験対策を目的とするものではない（ただし、これは一般論であり、授業科目の性格²や各授業担当者の教育理念等によって、異なる目的を設定する場合も少なくない）。

この「憲法Ⅰ（人権）」・「憲法Ⅱ（統治機構）」の講義も、本学法学部に開設されている他の多くの講義と同様に、本学法学部の所定の教育関連方針に沿って設計しており、授業担当者としては、学術的な見地から、受講者の知的欲求を充足しうるような講義を展開する予定であるが、同時に、各種国家試験等を受験しようと考えている学生にとって有益なものとなるよう工夫している³。

もとより、大学の講義を受けるだけで合格できるような易しい国家試験等というものは存在しないし、受けるだけで自然に国家試験等に合格できるような優れた講義というものも存在しない⁴。講義で学んだ内容を基礎として、各自が受験対策としてそれを補強し、さらに過去の出題例で回答の練習を行う——この一連の作業が、国家試験等の合格に必要である。

国家試験等の憲法の試験には、大別して、次の3つのタイプがある。

レベルⅠ 短答式試験タイプ

記述の正誤を判定したり、記述中の空欄の適語（あるいはその組み合わせ）を選択肢から補充したりするなどして、記号で回答する。短答式試験や多肢選択式試験などと呼ばれる。

学校教員採用試験、行政書士試験、司法書士試験、地方公務員採用試験、国家公務員採用試験（総合職・一般職）、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、裁判所職員採用試験、司法試験、司法試験予備試験などで出題される。地方公務員採用試験や国家公務員採用一般職試験などのように、短答式試験のみの出題もあれば、その他の国家公務

¹ 例えば、本学であれば、日本大学法学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）などが設けられている。これらは、本学のウェブサイト等で確認することができる。

² 例えば、その科目が講義なのか、演習なのか、あるいは、配当年次が1年生なのか、それとも上級学年向けかなどによって、異なることがある。

³ したがって、この講義では、（授業担当者の独自の見解ではなく）通説・判例・政府見解の立場から、標準的な憲法解釈論について解説する。

⁴ そもそも大学の講義が公務員試験のために存在しているわけではないので、当然である。

員試験や司法試験等のように、論述式試験と併用されることもある。後者の場合、いくら論述式試験で優れた回答をしても、短答式試験で十分な得点ができなければ、合格にはつながらない。したがって、どのような国家試験等を受験する学生であっても、短答式試験に対応できるようにしておかなければならない。

特に、多くの公務員試験では、記述の正誤を問う五肢択一の問題が出題される。試験ごとに出題の傾向は異なるが、おおむね、総論・人権論分野では、判例についての知識が問われることが圧倒的に多い。したがって、判例については、より多く（難易度の高い試験であれば、さらに、より深く）知っておく必要がある。

この講義では、毎回のレジュメにその回で扱った知識で回答しうる国家試験等の短答式試験の過去の出題例を挙げるので、ぜひ取り組んでほしい。

レベル2 一行問題タイプ

憲法解釈論上の概念等について、説明する。記述式試験などと呼ばれる。

東京都職員 I 類 B 採用試験や裁判所職員採用試験などで出題される。財務専門官や国税専門官の採用試験の記述式試験は、かつては一行問題であったが、近年は事例問題タイプに近づいている（ただし、実質的には、典型的な論点の説明を求めるものや裁判例を基礎として作成されたものなどが多い）。

憲法の基本書等の重要なトピックについて、制限時間内に、主要な論点を落とさず、800 文字から 1,500 文字程度で回答する練習をしておけば、十分に対応できる（実は、トピックの数は、多くても 60 個程度である）。

レベル3 事例問題タイプ

仮想的な事例を挙げて、その憲法上の問題を摘示し、それに対して、自らの見解を論述する（事例中の特定の当事者の立場で主張を構成することが求められる場合もある）。記述式試験、論文式試験などと呼ばれる。

国家公務員採用総合職試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、国立国会図書館職員採用試験、衆議院事務局職員採用試験、参議院事務局職員採用試験、司法試験、司法試験予備試験などで出題される。